

請願3件を審査 うち1件を継続審査、2件は不採択に

保育所の運営について 賛成少数で不採択

児童福祉施設の最低基準（施設建物の1人当たりの床面積や保育士が1人当たりで担当する園児数などを定めたもの）を廃止または地方自治体で自由に決められる条例に任せる勧告を出したことに對し、子どもの処遇を低下させるおそれがあるとして、全国一定基準を堅持するよう意見書を提出してほしいという請願です。

付託された文教厚生常任委員会では審査の結果、賛成多数で採択しましたが、本会議における審議の結果は、**賛成少数で不採択**となりました。委員会では出された主な質疑や意見は左記のとおりです。

- 子育て環境や保育の仕組みが変わってきており、これを機に町独自のガイドラインをつくり、見直しの検討をすることも必要ではないか。
- 保育所の最低基準はナショナルミニマム（全国一律）である必要があり、これを守るべき。

・寄居の子どもたちの保育充実のためには、もう少し時間をかけて研究する必要がある。
なお、本会議において左記の討論がありました。

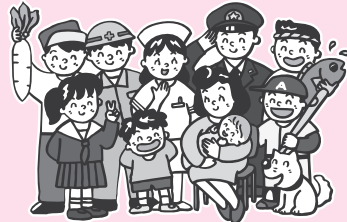
討論 町独自の最低基準を見直すよい機会ではないか（稲山良文議員）
昭和23年の児童福祉法制定時と現在とは、子育て環境や保育の仕組みが変わっている。全国2万5000人という待機児童の現状を踏まえた当面の解決策として、さらには町独自の児童福祉施設の最低基準を見直すよい機会だと捉えるべきだ。

反対 待機児童解消のための規制緩和。検討も必要（佐野千賀子議員）
今回の国の勧告は、地価が高く保育所の新設が困難な都市部に限り、待機児童解消のため最低基準を緩和する方針を示したもので、一時的な対策。子どもたちの育つ環境にふさわしい最低基準の見直しやガイドラインを検討する必要があると考える。

賛成 「待機児童解消」の名による廃止では解決せず（田母神節子議員）
今こそ、国の保育所設置・運営の最低基準を守り、公的保育施設の増

継続審査を 賛成多数で決定

も**賛成多数で継続審査**することになりましたが、「継続審査ではなく、1日も早い実現（採択）を求める」との、請願に対する賛成討論もありました。



賛成 主要国同様、日本でも実行すべきだ（田母神節子議員）
地域経済の担い手である中小零細業者は家族従業員によって支えられているが、56条では家族従業員の「働き方（自家労賃）」、配偶者、親族は必要経費として算入せず、事業主の所得から控除（配偶者86万円、子が50万円）されることになっている。世界主要国では労働を正当に評価して必要経費と認めている。日本でも実行すべきだ。

の不備を法改正により第57条で補完している。申告の際に、いわゆる白色申告では家族は専従者控除として制限されているが、青色申告により必要経費が認められている。申告の仕方は個々の自由であるから、あえて廃止で選択肢を奪うのはいかがかと思ふ。

反対 廃止して選択肢を奪うのはいかがか（大久保博幸議員）
所得税法第56条では、個人事業者の家族労働に対する評価が低く、そ

所得税法第56条の廃止について 賛成少数で不採択

所得税法第56条と第57条は同じ労働に對して税制面で差をつける制度となっており、家族従業員の労働を正当に評価するため、56条を廃止するよう国に意見書を提出してほしいという請願です。

付託された総務常任委員会では慎重審査の結果、賛成少数で不採択となりました。なお、本会議において左記の討論がありました。

設のために国は予算をつけるべき。入所希望者が年々増加しているのに、公設保育所は減少しており、これは一般財源化により地方に任せただけによる結果である。

産業建設常任委員会 調査研究テーマ 「用途指定なし（C5N）」 住みやすいまちづくりのために

寄居町総合振興計画、国土利用計画、農業振興地域及び農用地区域の指定状況、寄居町の都市計画区域及び用途指定、公共下水道整備計画及び農業集落排水事業の現状を踏まえて、主に左記の質疑・意見が出されました。

- 指定されている用途地域内の整備が進まない要因。
- 都市計画区域における白地^{しろじ}地域について。
- 用途指定された地域の中に、農地のほか用途とりの利用がされていない部分が多く残されている現状がある。男衾駅や都市計画道路の整備を進めて、多くの人を区域内に呼び込む方策が必要。

なお、協議の結果、次回は事例調査のために視察研修を行うこととし、引き続き調査研究することを決定しました。

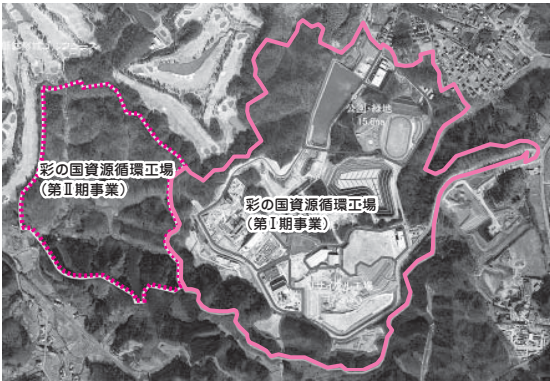


第四次ニヶ山地域 開発調査特別委員会 調査研究テーマ ニヶ山地域の開発（C5N）」

第Ⅱ期工事の経過説明 受ける

11月9日に開催された委員会では、県環境部資源循環推進課長から、資源循環工場第Ⅱ期事業の進捗状況について説明を受けました。

第Ⅱ期事業は、平成25年度末を目標に、「新たな工場用地を最大限確保しつつ、処分場を整備する」というもので、工場用地の給排水路等について検討し、今後、最終工期等を踏まえ、た上で総合的な調整を進めていきたいとの内容でした。



平成21年度 補正予算を可決

※（ ）内のパーセントは、現行予算に対する増減率です

増額↑補正しました

一般会計 [2回目] 3,288万7,000円 (0.3%増)

【主な補正内容】
新型インフルエンザの予防接種委託料の追加、給与改定に伴う人件費の見直しや事務事業費等の改定によるもの。地方債の補正は、防災無線デジタル化更新工事の更正によるものです。

国民健康保険 [2回目] 2,308万2,000円 (0.6%増)

【主な補正内容】
保険給付費等の追加が主なもので、財源として一般会計から法定外繰入金5,000万円を追加しました。

農業集落排水事業 [2回目] 77万7,000円 (0.3%増)

「国の事業仕分けが町の事業に与える影響は」との質疑に対し「下水道と同様、自治体の判断に任せ、財源についても移行するとの方向性が示されたが、具体的な話はまだ届いていない。現時点では補助事業で進めていく方向で県と調整済みである」との答弁がありました。

減額↓補正しました

下水道事業 [2回目] 1,116万7,000円 (1.3%減)

「公共下水道建設費のうち、人件費の減額内容は」との質疑に対し、「人事異動及び減額改正に加え、平成21年度から上下水道課職員が1名減員となっていることから、900万円程度の減額となっている」との答弁がありました。

水道事業会計 [2回目]

収益的収支 支出 185万6,000円 (0.2%減)

資本的収支 収入 5,500万円 (13.0%減)

支出 152万円 (0.2%減)

【主な補正内容】
企業債及び人事異動に伴う減額が主なものです。

なお「末野の大正寺地内の低圧水地区について」の質疑に対し「水量的に多くなっていることは確認済み。加圧して送水するためには、象ヶ鼻浄水場との間に残っている老朽管の更新が必要で、現在整備中。住宅地の中の配管の細さが影響しているため、更新に向けて検討中」との答弁がありました。